

掲示文書一覧(市長分)

令和7年7月4日

種別	番号	題名	主管課
告示	390	指定障害児通所支援事業者の廃止について	監査指導課
告示	391	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
告示	392	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	393	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について	生活援護室
告示	394	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	395	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
告示	396	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について	生活援護室
公告	380	姫路市Web口座振替受付サービス導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	デジタル戦略室

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 390号

令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害児通所支援事業者の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び所在地	特定非営利活動法人姫路心身障害市民懇話会 姫路市白鳥台一丁目26番1号
	事業所の名称及び所在地	多機能型事業所 つむぎ 姫路市白鳥台一丁目26番1号
	廃止年月日	令和7年（2025年）7月1日
	指定事業の種類	児童発達支援
	指定事業所番号	2854001696
2	事業者の名称及び所在地	株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中央区田町230番地の15
	事業所の名称及び所在地	コペルプラス余部教室 姫路市余部区下余部397番地1 NSレジデンス1号室
	廃止年月日	令和7年（2025年）7月1日
	指定事業の種類	児童発達支援
	指定事業所番号	2854002082

姫路市告示第 391号
令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号）第11条及び第12条の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を移送し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和63年姫路市規則第45号）第5条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域（以下「その他区域」という。）に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移 送 日	放 置 場 所	移 送 台 数 (台)		
		自 転 車	原 付	計
令和7年(2025年) 6月 1日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月 3日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	5	0	5
6月 4日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月 6日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
6月 7日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月 8日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月10日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月11日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	5	0	5
6月12日(木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0
6月13日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
6月14日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	1	0	1
6月15日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
6月17日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月18日(水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
6月19日(木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0
6月20日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
6月21日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	3	0	3
6月22日(日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0

	その他区域	0	0	0
6月24日(火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	0	3
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	4	0	4
6月26日(木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
6月27日(金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	2	0	2
	その他区域	4	0	4
6月28日(土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	6	0	6
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	0	0	0

3 保管期間

移送後60日

4 保管場所

姫路市南条三丁目(姫路バイパス高架下)

電話 288-4720

5 返還時間

保管期間中(月曜日、12月29日から1月3日を除く。)の午前9時から午後6時まで

6 返還を受けるための必要事項

(1) 鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。

(2) 移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること(その他区域から移送したものについては不要)。

7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課

電話 221-2608

姫路市告示第 392号

令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和7年（2025年）4月30日	大村内科	姫路市白浜町丙492番地11
令和7年（2025年）6月15日	京口駅前訪問看護ステーション	姫路市城東町京口台74番地 京口駅前ビル1階
令和7年（2025年）5月31日	訪問看護ステーションゆめさき	姫路市飾磨区英賀春日町二丁目25番地

姫路市告示第 393号

令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、下記の指定医療機関から事業を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

再開年月日	名称	所在地
令和7年(2025年)6月9日	医療法人社団 福本整形外科クリニック	姫路市勝原区熊見71番地1

姫路市告示第 394号

令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

変更年月日	事業者名	主たる事務所所在地	事業所名称	事業所の所在地
令和7年 (2025年) 5月12日	合同会社 T L P	姫路市鷹匠町甲 32番地	居宅介護支援 事業所サード ライフ・プラン ニング	(変更前) 姫路市鷹匠町甲 32番地
				(変更後) 姫路市鷹匠町甲 45番地ハイツ 鷹102号室

姫路市告示第 395号

令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記の指定介護機関から事業所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和7年 (2025年) 5月31日	社会医療法人 松藤会	姫路市飾磨区英 賀春日町二丁目 25番地	訪問看護ステー ションゆめさき	姫路市飾磨区 英賀春日町二 丁目25番地
令和7年 (2025年) 6月15日	株式会社トーア コーポレーショ ン	揖保郡太子町岩 見構585-1	京口駅前訪問看 護ステーション	姫路市城東町 京口台74番 地 京口駅前 ビル1階

姫路市告示第 396号

令和 7年 7月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関について

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）第54条の2第5項又は第6項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、下記の指定介護機関から事業所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

記

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
令和7年 (2025年) 6月9日	—	—	医療法人社団 福本整形外科 クリニック	姫路市勝原区熊見71番地1

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市Web口座振替受付サービス導入業務委託に係る公募型プロ
ポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市Web口座振替受付サービス導入業務委託

(2) 業務の概要（目的）

「姫路市Web口座振替受付サービス導入業務要求水準書」による。

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

※ 導入後のサービス利用に係る契約については、受託者と委託者との間で別途契約を締結する。

※ 次年度以降の業務継続については、業務内容を評価した上で決定することを予定している。

(4) 履行場所

日本国内

(5) 提案上限金額

4,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含めない）

※ 上記の金額にはサービス導入後のサービス月額利用料（消費税及び地方消費税相当額を含めない）の令和8年1月から3月までの3か月分を含む。

- ※ 上記の金額には3か月間の新規申し込み見込み数（10,000件）に対する従量料金（消費税及び地方消費税相当額を含めない）を含む。
- ※ サービス月額利用料は、月額100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含めない）を上限とする。また、サービス月額利用料とは別に発生する従量料金は、口座振替申込1件あたりの手数料として100円（消費税及び地方消費税相当額を含めない）を上限とする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、姫路市Web口座振替受付サービス導入業務募集要項に基づき実施する。姫路市Web口座振替受付サービス導入業務募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031086.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市デジタル戦略本部 デジタル戦略室 住民情報システム担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2165